

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和31年岩手県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠席の届出) 第2条 職員は、公務、疾病、出産 <u>その他の事故</u> のため出席できないときは、 その理由を付け、当時の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	(欠席の届出) 第2条 職員は、公務、疾病、出産、 <u>育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀</u> 、 <u>配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u> のため出席できないときは、 その理由を付け、当時の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理由

欠席の事由の追加に伴い、所要の整備をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。